

稲を作付している農家の皆様へ(事前出荷制限区域)

米の放射性物質検査のお知らせ

- 24年産米からは、放射性セシウム濃度の基準値が1キログラム当たり100ベクレルと厳しくなります。
- 基準値を超える米を出荷・流通させず、消費者に安全な米を届けることは産地の責任であり、本県産米に対する信頼を回復する上で不可欠です。
- 出荷する米をはじめ、直接販売する米、自分で食べる米、親戚へ贈答する米など、全ての米を対象に全量全袋検査を実施します。
- 全量全袋検査を受けていない米は、絶対に出荷、譲渡、自家消費をしないでください。

全量全袋検査を必ず受けてください。



全量全袋検査の方法

検査の標準的な手順は次のとおりです。
(地域や検査場により若干手順が異なります。)

①生産数量を確認しバーコードラベルを貼り付けます。

- 市町村等の職員が、生産者の米の保管場所(倉庫等)において、水田台帳と保管されている米袋の数量を照合して確認します。また、確認した米袋には、バーコードラベル(図1)を貼り付けます。



図1:バーコードラベル

②検査場へ米袋を搬入します。

- 市町村、JAや集荷業者等で構成する地域協議会等が、検査を実施します。
地元のJAや集荷業者に出荷した米は、JAや集荷業者が検査場に米袋を搬入し検査します。
- 地元のJAや集荷業者以外に出荷される場合には、全量全袋検査済みのものを出荷するか、確実に全量全袋検査が実施されることを集荷業者に確認してください。
- 自分で販売する米や飯米、縁故米等の検査の日程や搬入方法については、地域協議会等に御確認ください。

③全袋検査機器で検査を受けます。

- 検査場に持ち込まれた米袋は、全袋検査機器で検査を行います。検査経費などはありません。
- 全量全袋検査を実施し、基準値以下であった米袋には、検査済みラベル(図2)が貼付されます。

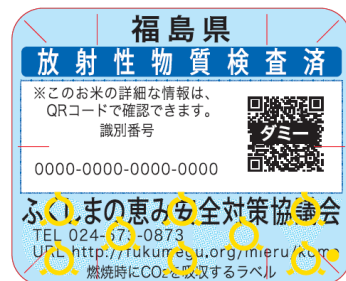


図2 検査済みラベル

検査済みラベルを貼付した米袋は、集荷業者への出荷、飯米としての利用、縁故米の譲渡、販売が可能となります。

検査結果の公表

- 全量全袋検査の結果は、県（県協議会）に送られ、データベースで管理されます。
- 卸売業者等が県産米の安全性を確認できるようにするため、**米袋の識別番号と検査結果を公開**します。（基準値を超えた米袋は流通しないので、公開の対象外です。）
- **検査結果の公表は、県産米の信頼を確保するために必要なこと**ですので、ご理解をお願いします。
なお、検査結果の公開に賛同されない方は、次の手続きをお願いします。手続きをされた方の検査結果の数値は、公表しません。

検査結果公表のイメージ

福島県では、全量全袋検査を実施し、食品衛生法の基準値（100ベクレル/kg）以下であることを確認しています

識別番号 1201-112-1234-00001

検査結果 30ベクレル/kg(参考値)

測定下限値 25ベクレル/kg

検査年月日 平成24年11月11日

- ・市町村、地域協議会、県または県協議会に、検査結果の公開に賛同しないことをご連絡ください。
【連絡先】 県水田畑作課（024-521-7369） 県協議会（024-573-0873）

全量全袋検査でご注意いただくこと

- ① お米を出荷・流通させるためには、生産した24年産米をすべて検査することが出荷制限解除の条件となっています。
- ② 数量確認の日程は、市町村から連絡します。収穫後しばらくたっても連絡がない場合は、市町村に御連絡ください。
- ③ 検査は、出荷する状態（30kg米袋、玄米）で行います。数量確認を行うまでに乾燥・調製、袋詰めを行い、**自宅の倉庫等に保管**しておいてください。ふるい下米も同様に検査しますので、30kgに袋詰めをお願いします。
また、30kgに満たない袋（端量）がある場合には、飯米の米袋に1～2kgずつ加えるか、農家ごとにビニール袋に端量を入れた上で、ビニール袋を米袋に30kgになるよう詰める等の調製をして検査を受けてください。
- ④ 米の収穫に当たっては、天日乾燥は避け、可能な限りコンバインによる収穫と機械乾燥を実施くださるようお願いいたします。
- ⑤ 生産数量確認は、旧市町村毎に行います。複数の旧市町村の水田で生産されている場合は、**旧市町村毎に区分して収穫、乾燥・調製、保管**をお願いします。
- ⑥ 検査の際は、袋が破れないよう十分注意して取り扱いますが、できるだけ出荷用（厚手）の新しい袋を使用してください。ふるい下米も同様です。

お問い合わせ先

ご不明な点は、最寄りの地域協議会、市町村、県協議会、県の各農林事務所農業振興普及部・農業普及所、県農林水産部水田畑作課へお問い合わせください。

■福島県農林水産部水田畑作課
電話：024-521-7369



ふくしまからはじめよう。

Future From Fukushima.

精米袋への検査済みラベルの貼付について

- 消費者が安心して県産米を購入できるように、県産米100%の精米袋に、検査実施済の県産玄米を使用したこと等が分かるラベルを貼付する取組みを進めます。
- 精米袋へのラベルの貼付は、精米業者や小売業者のほか、直接消費者へ精米を販売される農家の皆様にも協力していただきたいと思います。
- ラベルは無償で配付しますので、積極的な活用をお願いします。

■ お問い合わせ先
ふくしまの恵み安全対策協議会（福島県環境保全農業課内）
電話 024-521-8446

平成24年産



安全な福島県のお米

放射性物質検査を実施した玄米を使用しています。

検査結果は、ホームページで確認できます。
福島県・ふくしまの恵み安全対策協議会
☎024-521-8446
<http://fukumegu.org/mieru/kome>

